

上高地アルプス山荘 宿泊・利用 規約

公益社団法人日本山岳ガイド協会

(適用範囲)

第1条 上高地アルプス山荘(以下山荘)が宿泊・利用者との間で締結する宿泊・利用契約およびこれに関連する契約は、この規約の定めるところによります。

本規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 山荘が、法令および慣習に反しない範囲での特約に応じたときは、前項に係らず、その特約が優先するものとします。
3. 山荘を宿泊・利用できる者は、次のとおりとします。
 - (1) 公益社団法人日本山岳ガイド協会社員および社員の紹介者
 - (2) 公益社団法人日本山岳ガイド協会賛助会員、賛助会員社員およびその紹介者
 - (3) その他、公益社団法人日本山岳ガイド協会が認める者
 - (4) 天災等人道的な事由により、地域社会および警察、防災関係者の要請がある者

(宿泊・利用契約の申込み)

第2条 山荘に宿泊・利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を山荘に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊・利用者名
 - (2) 宿泊・利用日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊・利用者の住所、電話番号等
 - (4) その他山荘が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に、宿泊日を延長して宿泊の継続を申し入れる場合、その申し入れを山荘が承諾した時点で、新たな宿泊契約が成立したとして処理します。

(宿泊・利用契約の成立等)

第3条 宿泊・利用契約の成立は、山荘が前条の申込みを承諾することによります。ただし、山荘が承諾しなかったことを証明したときには、この限ではありません。

2. 前項の規定により宿泊・利用契約が成立したときは、宿泊・利用期間の宿泊料等を限度として山荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払う宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残余の額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定に則り、山荘が指定の日までに支払われない場合には、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日の指定の際に、山荘がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、山荘は、契約の成立後の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊・利用契約の申し込みを承諾するに当たり、山荘が前条第2項の申込金の支払い

を求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊・利用契約締結の拒否)

第5条 山荘は、次に掲げる場合において、宿泊・利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この規約によらないとき。
- (2) 満室(員)により宿泊部屋や利用施設の余裕がないとき。
- (3) 宿泊予約者が宿泊に際し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。暴力団準構成員または暴力団関係者およびその他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為、または合理的範囲を超える負担を要求されたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊・利用不能なとき。
- (9) その他、各種法令または長野県条例等の規定する場合に該当するとき。

(宿泊者・利用者の契約解除権)

第6条 宿泊者・利用者は、山荘に申し出て、宿泊・利用契約を解除することができます。

2. 山荘は、宿泊者・利用者がその責めに帰すべき事由により、宿泊・利用契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により、山荘が申込金の支払期日を指定して、その支払いの請求の場合であって、その支払いより前に、宿泊者・利用者が宿泊・利用契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、山荘が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じる場合に、宿泊者・利用者が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、山荘が宿泊者・利用者に告知したときに限ります。
3. 山荘は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は、宿泊者により解除されたものとみなし、無効とすることがあります。

(山荘の契約解除権)

第7条 山荘は、次に掲げる場合においては、宿泊・利用契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊者が宿泊に際し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊者・利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊者・利用者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼしたとき。

- (4) 宿泊者が伝染病者であると認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定するものに該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他山荘が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)を遵守しないとき。
2. 山荘が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がそれまでに提供を受けていない宿泊・サービス等の料金はいただきません。

(宿泊・利用の登録)

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、山荘のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者・利用者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他山荘が必要と認める事項

(宿泊部屋の使用時間)

第9条 宿泊者が山荘の宿泊部屋を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 前項に基づき宿泊者が施設を使用できる時間内であっても、山荘は、安全及び衛生管理その他山荘の運営管理上の必要があるときは、必要な措置をとることができるものとします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者および利用者は、山荘内において、山荘が定め、館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 山荘の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等で御案内いたします。

- (1) フロントのサービス時間
午後2時～午後8時、午前8時～午前10時
- (2) 門限 朝：午前6時(解錠)夜：午後9時(施錠)
- (3) 飲食等(施設)サービス時間：
イ. 朝食 午前7時
ロ. 夕食 午後6時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、パンフレット等別表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通貨により、宿泊者、利用者の出発の際又は山荘が請求

した時、山荘フロントにおいて行います。

3. 山荘が宿泊者に宿泊部屋を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は徴収します。

(山荘の責任)

第13条 山荘は、宿泊・利用契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を弁償します。ただし、それが山荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 山荘は、万一の火災や損害等に対処するため、保険に加入しています。

(契約した宿泊部屋の提供ができないときの取扱い)

第14条 山荘は、宿泊者に契約した宿泊部屋を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による、他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

(寄託物等の取扱い)

第15条 山荘は、原則的に現金・貴重品等々を預かりません。

2. 宿泊者が、当山荘に持込み、且つ、宿泊部屋に置いてある物品又は現金並びに貴重品は、原則として宿泊者自身で管理するものとします。宿泊部屋の施錠等も同様です。

(宿泊者・利用者の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って山荘に到着した場合は、その到着前に山荘が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者が来荘する際に渡します。

2. 宿泊者がチェックアウトの後に、宿泊者の手荷物又は携帯品が山荘に置忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、山荘は、当該所有者に連絡をし、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(宿泊者の責任)

第18条 宿泊者または利用者の故意又は過失により山荘が損害を被ったときは、当該宿泊者または利用者は、山荘に対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊部屋の清掃)

第19条 宿泊者が2泊連続して、同一の宿泊部屋に宿泊する場合、宿泊部屋の清掃は行いません。ただし

3泊以上の場合には、予め宿泊者と相談し、宿泊部屋の清掃を行う場合があります。

(約款の改定)

第20条 この規約は、必要に応じて随時改訂することができるものとします。

以上

2017年 4月15日より施行

公益社団法人日本山岳ガイド協会 上高地アルプス山荘 運営委員会